

目 次

第 1 章 総 則

第 2 章 株 式

第 3 章 株 主 総 会

第 4 章 取締役及び取締役会

第 5 章 監査役及び監査役会

第 6 章 計 算

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当会社は、株式会社丸井グループと称する。

第2条 (企業理念の実践)

当会社は「お客さまのお役に立つために進化し続ける」「人の成長＝企業の成長」という経営理念に基づき、「すべての人が『しあわせ』を感じられるインクルーシブな社会を共に創る」ことをミッションとする。

すなわち、金融と小売の融合を通じて、経済的な豊かさだけでなく精神的な豊かさとしての「しあわせ」を提供すること、一部の人たちだけでなく、すべての人が「しあわせ」になれる社会の実現をめざす。

しかしながら、このように大きなミッションを当会社の力だけで実現することは叶わない。そこで、私たちは、お客さまをはじめ、株主・投資家の皆さま、地域・社会の皆さま、お取引先さま、そして未来を担う将来世代の皆さまとの共創を通じてミッションの実現に取り組む。

当会社はステークホルダーとの「共創経営」を実践することで、すべてのステークホルダーの「利益」と「しあわせ」の調和を実現し、ビジネスを通じて社会課題の解決と利益の両立をめざす。

第3条 (目 的)

当会社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 百貨小売業及びこれに関連する商品の製造加工並びに卸売業
- (2) 酒類、食料品及び飲料品の販売並びに飲食店営業
- (3) 古物売買、専売品及び計量器の販売
- (4) 医療品、医療用具、化粧品、化学工業薬品の販売
- (5) 家具装飾及び室内設備の請負並びに賃貸
- (6) 内外商取引の代理及び輸出入業
- (7) 不動産の売買、賃貸借、仲介、鑑定及び建設業
- (8) 金銭の貸付、その貸借の媒介並びにその貸付の保証
- (9) 旅行業、各種興業、遊技場及び駐車場の経営
- (10) 損害保険の代理業及び生命保険の募集業並びに少額短期保険

- (11) 割賦販売業、信用購入あっせん業、賃料保証、割賦債権買取業、集金代行業、信用調査業及び計算事務代行業
- (12) 金融商品取引業、金融商品仲介業及びその他金融に関連する業務
- (13) 理容業、美容業及びクリーニング業
- (14) 事務用機械器具、電気器具、家具、衣料品、装身具、スポーツ用品、自動車のレンタル及びリース業
- (15) 不動産の管理、運営、警備及び清掃業
- (16) 貨物自動車運送事業、自動車運送取扱業、自動車整備業及び自動車販売業、産業廃棄物収集運搬業
- (17) 各種広告及び宣伝に関する事業
- (18) コンピューター機器とその情報処理システムソフトウェアの開発、運用及びそれらの販売並びにレンタル及びリース業
- (19) 労働者派遣事業
- (20) 前各号に付帯する一切の業務

2 当社は、前項各号及びこれに付帯する一切の事業を営むことができる。

第 4 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都中野区に置く。

第 5 条 (機 関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 6 条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載しておこなう。

第 2 章 株 式

第 7 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、14億株とする。

第 8 条 （自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 9 条 （単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第 10 条 （単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第 11 条 （単元未満株式の買増請求）

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。

第 12 条 （株主名簿管理人）

当会社は株主名簿管理人を置き、株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わないものとする。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
この場合には当会社はその旨を公告するものとする。

第 13 条 （株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 14 条 （基 準 日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をも

って、その事業年度に関する定時株主総会において、その議決権を行使することができる株主とみなす。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、予め公告のうえ、一定の日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とみなすことができる。

第3章 株 主 総 会

第15条 (招 集)

定時株主総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

- 2 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

第16条 (議 長)

株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第17条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第18条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の他の議決権ある株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

この場合には、株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第19条 (決 議)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席

した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。

第4章 取締役及び取締役会

第20条 (定 員)

当社の取締役は、15名以内とする。

第21条 (選 任)

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。但し、その選任決議は累積投票によらない。

第22条 (任 期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時迄とする。

第23条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。取締役会は、その決議によって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

- 2 代表取締役は、各自会社を代表し、業務を執行する。

第24条 (取締役会)

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。但し、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
- 3 取締役会に関する規定は、別に取締役会の決議によってこれを定める。

第25条 (報 酬 等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 26 条 （社外取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める金額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 27 条 （定 員）

当会社の監査役は、5名以内とする。

第 28 条 （選 任）

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

第 29 条 （任 期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時迄とする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

第 30 条 （常勤監査役）

監査役会は、その決議によって、常勤監査役を選定する。

第 31 条 （監査役会）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。但し、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役会に関する規定は、別に監査役会の決議によってこれを定める。

第 32 条 （報 酬 等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 33 条 （社外監査役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法

第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める金額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

第34条 （事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄の1年とする。

第35条 （期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第36条 （中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第37条 （期末配当金等の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

以 上

定款改正年月日

昭和29. 3. 21	一部変更	昭和56. 4. 28	一部変更
昭和29. 6. 10	一部変更	昭和57. 4. 28	一部変更
昭和29. 7. 1	一部変更	昭和62. 4. 28	一部変更
昭和30. 4. 18	一部変更	平成 3. 4. 25	一部変更
昭和31. 3. 28	一部変更	平成 4. 4. 28	一部変更
昭和31. 10. 20	一部変更	平成 6. 4. 27	一部変更
昭和34. 3. 28	一部変更	平成10. 4. 28	一部変更
昭和34. 7. 20	一部変更	平成14. 4. 26	一部変更
昭和35. 3. 28	一部変更	平成15. 4. 25	一部変更
昭和37. 3. 28	一部変更	平成15. 12. 25	一部変更
昭和37. 6. 14	一部変更	平成17. 6. 29	一部変更
昭和38. 3. 28	一部変更	平成18. 6. 29	一部変更
昭和39. 3. 30	一部変更	平成19. 10. 1	一部変更
昭和41. 3. 30	一部変更	平成20. 6. 27	一部変更
昭和43. 3. 30	一部変更	平成21. 6. 26	一部変更
昭和47. 3. 30	一部変更	平成22. 1. 6	一部変更
昭和48. 3. 30	一部変更	平成30. 6. 25	一部変更
昭和50. 3. 28	一部変更	令和 4. 6. 28	一部変更
		令和 5. 6. 27	一部変更